

## はい!こちら消費生活センターです

## 成年年齢引き下げで気を付けることは? No. 2 ~消費者トラブル(マルチ商法・SNS をきっかけとしたトラブル)~

今回は若者に多いマルチ商法と SNS をきっかけとしたトラブルについてみていきましょう。マルチ商法は個人を誘って商品を買わせ、その人に次の人を勧誘させることを繰り返し、売り上げを増やしていく商法で「ネットワークビジネス」と呼ぶこともあります。
・セミナーに参加したら借金をして投資用のDVDを買わされ、次に友だちに紹介すれば、紹介料で借金は返せるといわれたが、誰も買ってくれないし、友だちは離れていってしまった。商品は情報商材、学習教材、化粧品、健康食品、海外事業への投資等。→◎怪しい話ははっきり断る◎投資には必ずリスクがある◎クレジットカードでの高額決済や借金をしてまで契約はしない◎被害者の立場から加害者に(友達を失うことに)なってしまう◎マルチ商法の場合、契約書面を受け取って20日間以内であればクーリングオフ制度で解約できる

- ・SNS で知り合った相手から誘われ、「別のサイトでやり取りしよう」と言われて出会い系サイトに誘引され、高額な費用を請求された。
- ・「定型文を送信するだけで月に100万円から200万円稼げる」という SNS の広告を見て副業サイトにアクセスし情報商材を購入した後、高額なサポートプランの契約をした。
  →◎SNS 上の広告はしっかり確認する◎SNS 上で知り合った相手が本当に信用できるか慎重に判断する◎SNS 上に投稿された情報は拡散すると消去が困難であり、身分証明書の送付や自分の写真の投稿、個人情報の書き込みを安易にしないようにする◎中高生のトラブルも発生しているので、家族で SNS の利用法を話し合うとともに、ペアレンタルコントロールやフィルタリング機能も活用する

不安に思ったり、トラブルで困った場合は消費生活センター等に相談しましょう。

消費生活の相談や苦情はお気軽に**相楽消費生活センター**へ(電話又は来所)

**☎**0774-72-9955 (ナニ?キューキューGOGO!)

相談は無料です。 秘密は厳守します。

※「消費者ホットライン」☎188(いやや!)番もご利用ください。

相 談 日 月~金(祝・休日、年末年始除く)

相談時間 午前9時~正午、午後1時~4時

住 所 木津川市木津上戸15 相楽会館1階

京都府木津総合庁舎東隣(JR木津駅東口から徒歩約5分)

※土曜・日曜・祝日 (年末年始除く) は 075-811-9002 (電話のみ)



